

八幡浜地区施設事務組合職員の通勤手当の支給等に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 24 日
規 則 第 7 号 〕

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和 59 年条例第 11 号）第 2 条において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 17 年八幡浜市条例第 46 号）第 8 条の規定による通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の通勤手当の支給については、八幡浜市職員の通勤手当の支給等に関する規則（平成 17 年八幡浜市規則第 31 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。